

男女共同参画のあゆみ 2011～2019年

	2011（平成23）年度	2012（平成24）年度	2013（平成25）年度	2014（平成26）年度	2015（平成27）年度
はあもにいの動き		▶ 第1回 ミモザフェスティバル開催	▶ 第1期「ウィメンズカレッジ」開講 ▶ はあもにイコワーキングスペース設置 ▶ 第2回 ミモザフェスティバル開催	▶ 内閣府 地域における女性活躍推進モデル事業「はあもにイ次世代女性リーダー育成事業 クマモト・ウーマン100人女子会（クマモト・ウーマン冊子化事業）」実施 ▶ 第2期「ウィメンズカレッジ」開講 ▶ 第3回 ミモザフェスティバル開催	▶ 第3期「ウィメンズカレッジ」開講 ▶ 第4回 ミモザフェスティバル in 上通 開催 ▶ 「パパの読み聞かせ隊結成プロジェクト」が 全国女性会館協議会・第9回事業企画大賞 特別賞受賞
熊本市の動き	▶ 熊本市男女共同参画基本計画における施策の実施報告	▶ 「男女共生推進課」から「市民協働課男女共生推進室」へ変更 ▶ 指定管理「はあもにイ管理運営共同企業体」による運営開始	▶ 第6回男女共同参画に関する市民意識調査 ▶ 「熊本市男女共同参画基本計画」中間見直し実施	▶ 「配偶者暴力相談支援センター事業」開始	
社会の動き		◇「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（通称“DV防止法”）」改正	◎第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 ◇「パートタイム労働法」改正 ◇「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo2014）」開催	◎国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） ◎第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 ◎UN Women 日本事務所開設「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択 ◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ◇「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ◇「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ◇安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定

	2016（平成28）年度	2017（平成29）年度	2018（平成30）年度	2019（平成31/令和元）年度	2020（令和2）年度
はあもにいの動き	▶ はあもにイが熊本地震の拠点避難所として指定 ▶ はあもにいの活動が第3回くまもと未来イノベーションアワード 未来復興イノベーター選定 ▶ 第5回 ミモザフェスティバル開催	▶ 第4期「ウィメンズカレッジ」開講 ▶ 男女共同参画の視点による防災出前講座 ▶ 第6回 ミモザフェスティバル開催 ▶ 熊本地震を経験した「育児中の女性」へのアンケート調査実施/報告書発行	▶ 第5期「ウィメンズカレッジ」開講 ▶ 男女共同参画の視点による防災出前講座 ▶ 第7回 ミモザフェスティバル開催 ▶ 男女共同参画の視点に立った防災ポイントBOOK発行 ▶ 『「男女共同参画の視点に立った防災」の次への一歩』が全国女性会館協議会・第12回事業企画大賞 大賞受賞	▶ 第6期「ウィメンズカレッジ」開講 ▶ 男女共同参画の視点による防災出前講座 ▶ 「はあもにイメンズカレッジ」開講 ▶ ウィメンズカレッジOG会「誰もが輝く社会のために - ミモザ塾」発足 ▶ 「GEジャーナル」vol.1（創刊号）発行	
熊本市の動き	▶ 「市民局市民協働課男女共生推進室」から「市民局市民生活部男女共同参画課」に名称変更 ▶ 「熊本市女性の職業生活における活躍の推進計画」策定 ▶ 熊本地震発生	▶ 指定管理「はあもにイ管理運営共同企業体」による第2期運営開始	▶ 「第2次熊本市男女共同参画基本計画」策定 ▶ 「第2次熊本市女性の職業生活における活躍の推進計画」策定 ▶ 「第2次熊本市DV防止計画」策定 ▶ 第7回男女共同参画に関する市民意識調査 ▶ はあもにイ総合相談室が男女共同参画課相談室（市庁舎12階）に移動	▶ 熊本市パートナーシップ宣誓制度開始 ▶ 熊本市女性の活躍推進事業「女性活躍に向けた事例発表会」 ▶ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため3月主催事業中止	
社会の動き	◇女性差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ◇「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイシアティブ（WINDS）」に合意	◇「育児・介護休業法」改正	◇「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ◇「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	◇「働き方改革関連法」施行 ◇「女性活躍推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「労働施策総合推進法」改正	